

お知らせ なんたん



第47号(2の2)平成19年12月26日発行

「身体障害者巡回更生相談」を実施します

京都府身体障害者更生相談所では、相談所に来所が困難な身体障がいのある方のために、府内を巡回し、補装具・施設利用・その他の相談会を実施しています。参加を希望される方は、事前に下記へお申し込みください。

日程	時間	場所	来訪医師
平成20年 1月11日(金)	午前10時～11時30分	亀岡市役所市民ホール	整形外科
2月5日(火)	午前10時～11時30分	南丹市園部公民館	整形外科
2月7日(木)	午前10時～11時30分	南丹市園部公民館	耳鼻咽喉科
3月14日(金)	午後2時～3時30分	亀岡市役所市民ホール	整形外科

- 内容 補装具交付・修理に係る判定、医療相談(整形外科・耳鼻咽喉科)
- 持ち物 身体障害者手帳、使用中の補装具、印鑑(申請などが必要な場合に使用)
- 申込締切 それぞれの相談会の3日前(土・日・祝日を除く)の午後5時までに下記へお申し込みください。

◇申込・問合せ先 社会福祉課 障害者福祉係 TEL 68-0007
各支所 健康福祉課 TEL 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

膠原病(こうげんびょう)個別相談

膠原病(こうげんびょう)は、適切な治療を受け、うまくつき合うことが大切です。病気や治療について心配事のある方は、お気軽にご相談ください。気になる症状のある方も、この機会に保健所へご相談ください。

- 日時 平成20年1月21日(月)午後1時30分～4時30分
- 場所 京都府亀岡総合庁舎別館(旧京都府亀岡保健所)
- 対象 膠原病で療養中の方、次の気になる症状がある方
 - ・皮膚が日光に当たると過敏になる、発疹ができる、皮膚が硬くなりつまみにくいなど
 - ・手指がこわばる、指先が冷えると白くなり痛む、普段している動作なのになぜか力が入りにくいなど
- 内容 専門医による個別相談 ●相談料 無料
- 担当医 公立南丹病院 腎臓内科 草場 哲郎 医師
- 定員 5人(予約制、状況によりお断りすることがあります)

◇申込・問合せ先 京都府南丹保健所 保健室 TEL (0771) 62-2979

守ろう、確かめよう、京都府最低賃金

京都府産業別最低賃金のうち、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、各種商品小売業の5業種について、下記のとおり改正決定され、平成19年12月21日から発効することとなりました。

●産業別最低賃金(件名)	時間額(円)
印刷業 ※H18.12.21発効	761
金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業(粉末冶金製品製造業を除く)	811
金属加工機械、繊維機械、特殊産業用機械、一般産業用機械・装置、事務用・サービス用・民生用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業(建設用クレーン製造業に限る)	815
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	801
輸送用機械器具(自転車・同部品製造業除く)、建設機械・鉱山機械製造業(建設用ショベルトラック製造業に限る)	812
各種商品小売業(衣・食・住にわたる商品を一括して一事業所で小売りする事業所)	758
自動車(新車)小売業 ※H13.12.20発効	時間額 750円 日額 6,007円
自動車小売業(中古車、自動車部分品・附属品小売業) ※H9.12.21発効	時間額 741円 日額 5,926円

※18歳未満または65歳以上の方や、技能習得中の方などは京都府最低賃金が適用されます。詳しくは、下記へご確認ください。

- 京都府最低賃金(平成19年10月25日発効)… 時間額 700円

◇問合せ先 京都労働局 労働基準部 賃金室 TEL (075) 241-3215

2月2日(土)、3日(日)は『南丹工芸文化祭』

平成23年に京都府で開催される「第26回国民文化祭」に向けた取り組みの1つとして、下記のとおり南丹工芸文化祭を開催します。

会場では、南丹市文化協会連絡協議会による作品展示や、市内で活躍されている工芸家の作品展示を行います。

なお、この取り組みは、2市1町および京都府が共同で開催する、『「美」と「和」で「輪(むす)ぶ』南丹文化ジョイントプログラム2007の一環として開催するものです。入場は無料ですので、ぜひお越しください。

- 開催日時 平成20年2月2日(土) 午前10時～午後5時
2月3日(日) 午前10時～午後3時
- 会場 南丹市国際交流会館および南丹市立文化博物館

◇問合せ先 企画推進課 企画係 TEL 68-0003 FAX 63-0653

工芸品展示会における展示品を募集します

平成20年2月2日(土)・3日(日)開催の南丹工芸文化祭において、市内で活躍されている工芸家が作成された工芸品の展示を行います。

この展示では、工芸家の人物像を紹介すると同時に、工芸の素晴らしさや匠(たくみ)の技を来場者に知っていただき、あわせて、南丹市における工芸文化の高さについても知っていただくことを目的としています。

工芸品の展示を希望される方は、平成20年1月10日(木)までに、電話で担当者へご連絡ください。担当者が概要などについてご説明させていただきます。

なお、今回対象とさせていただく方は、工芸をなりわいとされている方、またはこれに準じる方で、南丹市に在住されているか、南丹市を主な活動の場とされている方とさせていただきます。また、ここでいう「工芸品」とは、鑑賞目的の芸術品ではなく、実用品でかつ芸術的な意匠を施し、機能性と美術的な美しさを融合させた工作物をいいます。

◇問合せ先 企画推進課 企画係 TEL 68-0003 FAX 63-0653

「ねんきん特別便」で年金加入記録が通知されます

平成19年12月から平成20年10月までに、年金受給者・被保険者全員に対し、社会保険庁より「ねんきん特別便」が送付されます。

「ねんきん特別便」では、社会保険庁が把握している年金加入記録をお知らせしています。ご自身の記録に漏れがないか十分にご確認いただき、訂正がない場合には同封の「確認はがき」を、訂正がある場合は「年金加入記録照会票」を、必ず社会保険庁へ提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

社会保険庁では、基礎年金番号に結びついていない約5千万件の記録について、現在も引き続き調査を実施されています。名寄せにより結びつく可能性のある記録を探すためにも、結婚などで氏名が変わられた方で氏名変更の届出をされていない場合は、変更の手続きをお急ぎくださいますようお願いいたします。

住所の変更・訂正はご自身による手続きが必要となりますので、届出がお済みでない方はお手数ですが、次の該当する窓口で手続きをお願いします。

- 手続き先
 - ・国民年金第1号被保険者… 市役所国保医療課、各支所健康福祉課
 - ・厚生年金加入者 } 厚生年金加入者の方のお勤め先の
 - ・国民年金第3号被保険者 } 社会保険担当部署
 - ・年金受給者… お近くの社会保険事務所

なお、「ねんきん特別便」は、社会保険庁にお届けの住所にお送りするため、住所変更の手続きがお済みでない場合、お手元にお届けすることができません。「ねんきん特別便」が平成20年10月までにお手元に届かない方は、基礎年金番号をご用意の上、下記のねんきんダイヤルか各社会保険事務所窓口で、登録されている住所が現住所と異なっていないかご確認ください。

◇問合せ先 ねんきん特別便専用ダイヤル TEL 0570-058-555
※IP電話・PHSからは 03-6700-1144へ
ねんきんダイヤル(一般の年金相談) TEL 0570-05-1165
※IP電話・PHSからは 03-6700-1165へ
国保医療課 TEL 68-0011